

### 指定管理者候補者選定対象施設一覧表

適用期日：平成31年4月1日

整理 番号	施設の名称	現行の指定管理者	指定管理者制度の適用方法				指定管理者 の選定方法	所管部局	
			指定期間	指定管理者が行う業務の範囲等					
				維持管理	自主事業	使用許可の 代行			利用料金 制度の採用
1	米子市弓浜コミュニティー広場	特定非営利活動法人ひだまり	5年間	○	×	○	収納委託	公募	総合政策部 地域振興課
2	米子国際会議場	公益財団法人とっとりコンベンションビューロー	5年間	○	×	○	○	特定	経済部 文化観光局 観光課

[備考]

- ・指定管理者に施設の使用許可を代行させるものは、併せて開館時間及び休館日の変更権限(市の承認が必要)を付与する。
- ・利用料金制度の採用欄の「収納委託」とは、利用料金を指定管理者の収入として収受はさせないが収納業務を行わせるもの。
- ・指定管理者の選定方法欄の「特定」とは、公募によらず特定の法人等を選定するもの。